

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が拡充されます

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が変更されますのでお知らせします。
 保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(50,317円)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(9.33%)の合計額です。均等割額は、世帯の所得が低い方に対しては軽減される措置があります。令和5年度から軽減される対象世帯が拡充されました。判定基準の計算式は下記のとおりです。
 なお、令和5年度保険料額の決定通知は、7月中旬頃に送付します。

【判定基準の計算式】

均等割額の軽減割合	令和4年度	令和5年度(拡充後)
7割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)を超えない世帯	同 左
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28.5万円×(被保険者数)を超えない世帯	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円×(被保険者数)を超えない世帯
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×(被保険者数)を超えない世帯	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53.5万円×(被保険者数)を超えない世帯

- 判定方法：「世帯主および被保険者全員の所得金額等の合計額」が、上記の計算式により算出した金額より低い場合に、均等割額の軽減が適用されます。
- 所得とは、年金等の収入額から公的年金等控除額等を差し引いた額です。
 ただし、当該軽減判定の場合の所得は、以下の条件により算出された額となります。

※年金・給与所得者とは、以下のいずれかの条件を満たす方です。

- 給与専従者収入額減算後の給与収入が55万円を超える
- 65歳未満の方で公的年金等収入額が60万円を超える
- 65歳以上の方で公的年金等収入額が125万円を超える

※軽減判定の際、65歳以上の公的年金を受給されている方は、公的年金に係る所得から15万円が控除されます。

※軽減判定に用いる総所得金額等には、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

戦没者追悼法要の中止及び延期のお知らせ

毎年、春に執り行っています戦没者の追悼法要につきましては、新型コロナウイルス感染症の現状を考慮し、下記のとおり、延期となりましたのでお知らせいたします。

記 ○日高郡戦没者追悼法要

例年、4月上旬に、道成寺において、執り行っていました令和5年度戦没者追悼法要は、延期となりました。

○日高川町戦没者追悼法要

例年、4月中旬に、交流センターにおいて、執り行っていました令和5年度日高川町戦没者追悼法要は、執行時期を変更(延期)することとなりました。

日高川町遺族会

■お問合せ 住民課☎22-1701 中津地域振興課☎23-9503 美山地域振興課☎23-9505

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

令和5年度 後期高齢者医療の健康診査のご案内

年1回、健康管理のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。
 (受診券発行の申込みをする必要はありません。)

- 対象者 被保険者
- 検査項目 **【皆様に実施する項目】**
 問診、計測(身長、体重、BMI、血圧)、診察(身体診察)、尿検査(糖、蛋白、潜血) 血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血等)
【医師が必要と判断した方に追加で実施する項目】
 心電図検査、眼底検査
- 実施期間 令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木)
- 自己負担 無料
- 持ち物 保険証、受診券、受診票・問診票
- 実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関



令和5年度 後期高齢者医療の歯科健康診査のご案内

歯と口の健康チェックのため、歯科健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。
 (受診券発行の申込みをする必要はありません。)

- 対象者 令和5年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の被保険者
- 検査項目 問診、口腔診断(歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常)、
 口腔機能検査(噛む能力・舌機能・嚥下(飲み込み)機能)
- 実施期間 令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木)
- 自己負担 無料
- 持ち物 保険証、受診券、受診票・問診票
- 実施場所 受診券に同封する一覧表に記載された医療機関



■お問合せ 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688